

議第23号

市有財産の無償譲渡について

次のとおり市有財産を無償で譲渡したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により議決を求める。

平成29年2月28日提出

高山市長 國島 芳明

記

1 譲渡財産（建物）

位置	構造	床面積（㎡）
高山市荘川町六厩28番地	鉄骨造平屋建	1,560.00
	鉄骨造平屋建	1,155.40
	鉄骨造平屋建	1,155.40
	鉄骨造平屋建	1,773.18
	鉄骨造平屋建	496.73
	鉄骨造平屋建	262.52
	鉄骨造平屋建	250.00
	鉄骨造平屋建	300.00
	木造平屋建	86.12

2 譲渡の相手方 高山市荘川町六厩28番地
農事組合法人ハイランドファーム荘川
理事 三島 則和

3 譲渡の理由 施設の有効活用を図るため

4 譲渡の時期 平成29年4月1日